

行政経営会議 事案書

開催日：令和8年1月14日（水）

担当課：あんしん福祉部 保険年金課

件 名：大和市国民健康保険における税率等改定について	
提出理由：大和市国民健康保険における税率等改定について、大和市国民健康保険運営協議会に諮問等を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none">国は「子ども未来戦略（令和5年12月12日閣議決定）」における「加速化プラン」及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子育て世帯の経済的支援を強化するため、令和8年度を始期とする子ども・子育て支援金制度を創設した。国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険の全医療保険者は医療保険料（税）とあわせて、子ども・子育て支援納付金を徴収し国に納付する義務を負い、令和8年度から10年度にかけて段階的に納付額を増加させることが定められた。18歳未満の被保険者の子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、全額軽減され、その軽減分は18歳以上被保険者均等割額として、18歳以上の被保険者に賦課される。このため、大和市においても保険者として子ども・子育て支援納付金分を徴収するために、税率等の改定を行う必要がある。 <p>2. 税率等改定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援金制度創設に伴い、保険税率等の改定を行う。令和8年度は、県から各市町村任意の算定方式、保険料（税）率を設定するよう示された。算定方式については、本市の子育て世帯への影響等を考慮し、医療分、後期分、介護分と同様に、①所得割、②均等割、③平等割の3方式による賦課とする。	<ul style="list-style-type: none">税率等については、子ども・子育て支援納付金約1億6千万円を納付するため、標準保険料（税）率を参考にし、加入者の所得、世帯の状況、収納率等を総合的に勘案した税率等とする。令和9年度以降の税率等改定については、令和8年度の保険税収入状況や基金残高等を踏まえ、協議する。子ども・子育て支援金分以外の医療分、後期分、介護分の税率等については、令和6年度より据え置きとする。 <p>3. 改定率等</p> <ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援納付金分<ul style="list-style-type: none">① 所得割： 0.26%② 均等割： 1,200 円③ 平等割： 900 円子ども・子育て支援納付金分について、被保険者一人当たり年間課税額を3,439円（2.4%増）とする改定を行う。賃金上昇等に伴う所得増も影響し、被保険者一人当たり年間平均課税額は現在138,816円から、令和8年度は144,773円（4.29%増）となる見込み。
<p>経 過</p> <p>H24.4 税率等改定 H30.4 国保制度改革 (市から県へ財政運営の責任主体が移行) R6.4 税率等改定</p>	<p>今後の予定</p> <p>R8.1 国保運営協議会に諮問 R8.2 国保運営協議会から答申 議案提出 R8.4 条例施行 R8.6 国民健康保険税当初課税</p>